

山梨県公報

号外第十三号

平成二十八年
三月十一日

金曜日

63 63 に改める。

35	36	」を「	29	30	30	31	31	32	32	32	33	33	34	34	34	35

別表第八の二への表2級の欄中「

26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
25	26	27	27	28	28	29	30	31	32
26	27	28	28	29	29	30	31	32	33
27	28	29	29	30	31	32	33	34	35
28	29	30	30	31	31	32	32	33	34

別表第八の二ホの表2級の欄中「」に改める。

別表第十三の「」の表中「116,500円」を「116,800円」に改める。

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十一年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

37	38	39	39	40	40	41	41	42	42	43	43	43	44		
38	39	40	40	41	41	42	42	43	43	44					
39	40	41	41	42	42	43	43	44							
40	41	42	42	43	43	44									
41	42	43	43	44											

別表第四の二イの表2級の欄中「」に改める。

38	39	40	41	42	43	44
39	40	41	42	43	44	
40	41	42	43	44		
41	42	43	44			
42	43	44				

」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の山梨県職員の給与に関する規則及び第二条の規定による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成二十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間ににおいて、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十五年山梨県条例第五十四号)附則第四項若しくは山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成二十五年山梨県条例第五十五号)附則第四項の規定による号給の調整以外の事由によりその受け

る号給に異動のあつた職員のうち、第一条の規定による改正後の山梨県職員の給与に関する規則又は第二条の規定による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則(以下この項において「新規則」と総称する。)の規定による号給が第一条の規定による改正前の山梨県職員の給与に関する規則又は第二条の規定による改正前の山梨県学校

山梨県人事委員会規則第五号

○山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

○平成二十六年改正職員給与条例附則第五条等の規定による給料に関する規則の特例に関する規則

○地域手当に関する規則の一部を改正する規則

○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

○賞利企業等の従事制限に関する規則等の一部を改正する規則

○不利益処分についての不服申立に関する規則等の一部を改正する規則

人事委員会

目 次

63	64	64	64	」を「	61	62	62	62	62	62	63	63	63	63	63
----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

職員の給与に関する規則（以下この項において「旧規則」と総称する。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間ににおいて、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び降格、昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受けた号給に異動のあつた職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受けた職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

山梨県人事委員会規則第六号

平成二十六年改正職員給与条例附則第五条等の規定による給料に関する規則の特例に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

平成二十六年改正職員給与条例附則第五条等の規定による給料に関する規則の特例に関する規則

（定義）

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 施行日 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年山梨県条例第六号）、山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年山梨県条例第七号）及び山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年山梨県条例第八号）の施行の日をいう。

二 改正職員給与条例 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年山梨県条例第八十号）をいう。

三 改正学校職員給与条例 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年山梨県条例第八十六号）をいう。

四 改正警察職員給与条例 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員

の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年山梨県条例第八十七号）をいう。

（平成二十六年改正職員給与条例附則第五条等の規定による給料に関する規則の特例）

第二条 平成二十七年四月一日から施行日の前日までの間ににおいて平成二十六年改正職員給与条例附則第五条等の規定による給料に関する規則（平成二十七年山梨県人事委員会規則第五号）第三条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する改正職員給与条例附則第五条第二項又は第三項、改正学校職員給与条例附則第五条第二項又は第三項及び改正警察職員給与条例附則第五条第二項又は第三項の規定による給料については、同規則第三条又は第四条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

（雑則）

第三条 この規則に定めるもののほか、平成二十六年改正職員給与条例附則第五条等の規定による給料に関する規則の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第七号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の十五」を「百分の十五・五」に改める。

附則別表百分の十八の項中「百分の十八」を「百分の十八・五」に改め、同表百分の十五の項中「百分の十五」を「百分の十五・五」に改め、同表百分の十三の項を次のように改める。

百分の十五	神奈川県横浜市
百分の十四	東京都八王子市

附則別表百分の一の項中「百分の一」を「百分の二」に改める。

別表山梨県の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第八号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第五条関係）

期間の区分	職員の区分		1項職員	2項職員
	1種	2種		
1年未満		円	367,600	307,800
1年以上	2年未満	円	367,600	307,800
2年以上	3年未満	円	367,600	307,800
3年以上	4年未満	円	367,600	307,800
4年以上	5年未満	円	367,600	307,800
5年以上	6年未満	円	367,600	307,800
6年以上	7年未満	円	367,600	307,800
7年以上	8年未満	円	367,600	307,800
8年以上	9年未満	円	367,600	307,800
9年以上	10年未満	円	367,600	307,800
10年以上	11年未満	円	367,600	307,800
11年以上	12年未満	円	367,600	307,800
12年以上	13年未満	円	367,600	307,800
13年以上	14年未満	円	367,600	307,800
14年以上	15年未満	円	367,600	307,800
15年以上	16年未満	円	367,600	307,800
16年以上	17年未満	円	363,600	304,500
17年以上	18年未満	円	359,600	301,200
18年以上	19年未満	円	355,600	297,900
19年以上	20年未満	円	351,600	294,600
20年以上	21年未満	円	347,600	291,300
21年以上	22年未満	円	330,700	277,500
22年以上	23年未満	円	313,500	263,500
23年以上	24年未満	円	296,800	250,000
24年以上	25年未満	円	279,900	236,100
25年以上	26年未満	円	263,000	222,400
26年以上	27年未満	円	242,200	204,800
27年以上	28年未満	円	221,800	187,700
28年以上	29年未満	円	201,400	170,400
29年以上	30年未満	円	180,600	152,800
30年以上	31年未満	円	158,700	134,800
31年以上	32年未満	円	136,800	116,500
32年以上	33年未満	円	115,100	98,600
33年以上	34年未満	円	83,200	72,600
34年以上	35年未満	円	53,400	48,300

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会規則第九号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）

の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「百分の九十三以上百分の百五十以下」を「百分の百三以上百分の百六十以下」に、「百分の百十九以上百分の百九十以下」を「百分の百二十九以上百分の二百以下」に改め、同項第二号中「百分の八十二・五以上百分の九十三未満」を「百分の九十二・五以上百分の百三未満」に、「百分の百五・五以上百分の百十九未満」を「百分の百十五・五以上百分の百二十九未満」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の七十二」を「百分の八十二」に、「百分の九十二」を「百分の百二」に改める。

第十三条の二第一項中「百分の三十五」を「百分の四十」に、「百分の四十五」を「百分の五十」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成二十七年十一月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成二十七年十二月における勤勉手当の成績率は、新規則第十三条第一項及び第十三条の二第一項の規定にかかるらず、この規則による改正前の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定により決定された成績率に、再任用職員以外の職員にあっては百分の十を、再任用職員にあっては百分の五を加えたものとする。

山梨県人事委員会規則第十号

當利企業等の従事制限に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県公報号外

第十三号 平成二十八年三月十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

當利企業等の従事制限に関する規則等の一部を改正する規則
(當利企業等の従事制限に関する規則の一部改正)

第一条 営利企業等の従事制限に関する規則（昭和二十七年山梨県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

當利企業への従事等の制限に関する規則

第一条の見出し中「この規則の」を削り、同条中「當利企業等の従事制限」を「當利企業への従事等の制限」に改める。

第二条中「基き」を「基づき」に、「外、左」を「ほか、次」に改める。

第三条中「當利を目的とする私企業」を「當利企業」に、「左の各号」を「次のいずれか」に改める。

（教育長の當利企業等の従事制限に関する規則の一部改正）

第二条 教育長の當利企業等の従事制限に関する規則（平成二十七年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

（教育長の當利企業への従事等の制限に関する規則）

第一条中「當利企業等の従事制限」を「當利企業への従事等の制限」に改める。

第三条 山梨県人事委員会事務局組織規則の一部改正

（山梨県人事委員会事務局組織規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。）

第二条第二十七号中「當利企業等の従事制限」を「當利企業への従事等の制限」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十一号

不利益処分についての不服申立てに関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十一日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 惠 三

不利益処分についての不服申立てに関する規則等の一部を改正する規則

(不利益処分についての不服申立てに関する規則の一一部改正)

第一条 不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和二十六年山梨県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

第一条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。

第二条第一項中「又は異議申立て人（以下「不服申立て人」という。）」を削り、同条第二項中「と、異議申立てをする者を異議申立て人」を削り、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三条第五項中「円滑迅速」を「円滑かつ迅速」に改める。

第四条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改める。

第二節 審査請求

第五条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削り、同条第二項中「不服申立て書」を「審査請求書」に、「不服申立て人」を「審査請求人」に改め、同項第一号中「生年月日」の下に「並びに处分を受けた者が現に職員である場合は、現在の職及び所属部局」を加え、同項第九号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項及び第四項中「不服申立て書」を「審査請求書」に改め、同条第五項中「不服申立て人」を「審査請求人」に、「不服申立て書」を「審査請求書」に、「つど」を「都度」に改める。

第六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立て書」を「審査請求書」に、「不服申立て人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項中「不服申立て書」を「審査請求書」に、「不服申立て人」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第五項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第六項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第七項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第八項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第九項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第十項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第十一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第十二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第十三項中「左の各号」を「次」に改め、同条第十五項中「左」を「次」に改める。

第十条第二項中「天災地変その他やむを得ない」を「正当な」に改め、同条第八項中「左」を「次」に改める。

第十二条第一項中「不服申立て人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十三条の見出しを「（裁決）」に改め、同条第一項中「判定」を「裁決」に、「行ない」を「行い」に改め、「又は決定書（以下「判定書」という。）」を削り、同条第二項中「判定書」を「裁決書」に、「左の各号」を「次」に改め、同项第一号中「判定」を「主文」に改め、同项第四号中「判定」を「裁決」に改め、同条第三項中「判定書」を「裁決書」に、「判定」を「裁決」に改め、同条第四項中「判定」を「裁決」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第十四条中「不服申立て人」を「審査請求人」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十五条第一項中「左の各号の一」を「次のいすれか」に改め、同項第一号及び第二号中「判定」を「裁決」に改め、同項第三号中「且つ」を「かつ」に改め、同项第四号中「判定」を「裁決」に改め、同条第三項中「判定」を「裁決」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第三項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第四項中「左の各号」を「次」に改め、同项第一号中「生年月日」の下に「並びに处分を受けた者が現に職員である場合は、現在の職及び所属部局」を加え、同項第二号中「判定」を「裁決」に改める。

第十九条第一項中「判定」を「裁決」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第二十一条第一項中「判定」を「裁決」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第二十二条第一項中「郵便」を「郵便並びに民間事業者による信書の送信に関する規則」に改める。

第七条中「行なう」を「行う」に、「不服申立て人」を「審査請求人」に、「行なわな

ければ」を「行わなければ」に改める。

第七条の三第二項並びに第七条の四第一項、第二項及び第四項中「不服申立て人」を「審査請求人」に改める。

第八条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不服申立て人」を「審査請求人」に改め、同条第四項中「不服申立て人」を「審査請求人」に改める。

第九条第一項中「行なう」を「行う」に、「不服申立て人」を「審査請求人」に改め、同条第二項中「不服申立て人」を「審査請求人」に改め、同条第七項中「左」を「次」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第十項中「左の各号」を「次」に改め、「行なう」を「行う」に改め、同条第十一項中「左の各号」を「次」に改め、同条第十二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第十三項中「左の各号」を「次」に改め、同条第十五項中「左」を「次」に改める。

第十一条第二項中「天災地変その他やむを得ない」を「正当な」に改め、同条第八項中「左」を「次」に改める。

第十二条第一項中「不服申立て人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十三条の見出しを「（裁決）」に改め、同条第一項中「判定」を「裁決」に、「行

ない」を「行い」に改め、「又は決定書（以下「判定書」という。）」を削り、同条第

二項中「判定書」を「裁決書」に、「左の各号」を「次」に改め、同项第一号中「判

定」を「主文」に改め、同项第四号中「判定」を「裁決」に改め、同条第三項中「判

定書」を「裁決書」に、「判定」を「裁決」に改め、同条第四項中「判定」を「裁決」

に、「行なつた」を「行つた」に改める。

法律（平成十四年法律第九十九号）第一条第六項に規定する一般信書便事業若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十二条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（職員の苦情の処理に関する規則の一部改正）

第二条 職員の苦情の処理に関する規則（平成十七年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第四条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
（職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正）

第三条 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「定めるる」を「定める」に改める。

第二条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第四条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の七の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 地方公務員法（昭和二十五年法律二百六十一号）第四十九条第一項に規定する懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分についての不服申立てであつてこの規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番